

平成25年度  
第3回兵庫県都市計画審議会

平成26年2月17日(月)  
兵庫県農業共済会館 7階 大会議室

開 会 午後 2時00分

【会長挨拶】

【議案審議】

それでは、議案書の議案目録によりまして、本日付議されております各案件につきまして、御審議を賜りたいと存じます。なお、審議の中で、御発言になる場合は、議事録作成上、皆様の前に置いております名札の番号を述べてから御発言くださいますようお願いいたします。

それでは、第1号議案、姫路市に係ります「中播都市計画都市高速鉄道の変更（西日本旅客鉄道山陽本線の変更）」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 第1号議案、中播都市計画都市高速鉄道、西日本旅客鉄道山陽本線の変更について御説明します。資料1の議案書は、1ページから6ページ、資料2の議案説明資料は、1ページと2ページです。なお、前面スクリーンにより御説明しますが、同じ内容を印刷したものを資料3としてお手元に配付していますので、併せて御覧ください。それでは前面スクリーンにより御説明します。

J R山陽本線は、神戸市のJ R神戸駅から福岡県北九州市のJ R門司駅へ至る瀬戸内海沿岸地域を結ぶ鉄道であり、姫路市域においては前面スクリーンに示しております、ひめじ別所駅から英賀保駅間約10.9キロメートルの区間を都市高速鉄道として都市計画に位置づけております。

このうち、姫路駅周辺地区では、南北市街地の一体化と交通の円滑化を図るため、連続立体交差事業による鉄道の高架化が平成23年3月に完了しております。今回の変更は、都市高速鉄道区間内の市川の西約300メートルの位置に設けられる新駅を都市計画に位置づけるものです。

それでは、まず姫路市内の駅の設置状況について御説明します。この図面は姫路市内の鉄道路線図で、姫路市内には御覧のとおりJ R及び山陽電鉄の鉄道駅が30箇所ございます。今回の新駅は、J R御着駅と姫路駅との間に設置されることとなりますが、新駅周辺の地域では、このあと説明します、市街地の整備が着実に進められており、交通結節機能を強化することが望まれる地域であると考えられます。

次に、今回の変更箇所周辺の市街地整備の状況について御説明します。姫路駅

周辺では、昭和63年度から平成22年度まで連続立体交差事業が施行されており、鉄道の高架化による南北交通の円滑化や、鉄道貨物施設の移転による土地の有効利用等が行われてきました。姫路駅北側の地区では、姫路駅周辺土地地区画整理事業により、中心市街地としての都市基盤整備が着実に進められており、新駅の周辺地区では姫路警察署や市立すこやかセンター、県立ものづくり大学校といった公益施設の立地が進んでいます。

一方、姫路駅の南東側の地区では阿保土地地区画整理事業が進められており、今後、事業の進捗に合わせて、人口の増加が見込まれるところです。今回の新駅設置により、このような公益施設が立地している姫路駅東側の地区や阿保土地地区画整理事業区域の利便性が向上し、都市活動の活性化が期待されます。

それでは、都市計画変更の内容について御説明します。前面スクリーンにお示ししているのは、今回変更を行う区間の計画図です。図面向かって右が東側の御着駅方面、左が西側の姫路駅方面となっており、赤色で着色している区域が今回追加する区域、青色で着色している区域が変更のない区域です。今回変更する内容は、都市高速鉄道の既に計画決定されている区域に、新駅設置に伴うホームの区域を追加するものです。

なお、今回の新駅設置に合わせて、紫色で着色している区域に、姫路市の都市計画決定を経て、駅前広場が整備される予定となっています。

この図面は、駅前広場周辺の計画図です。駅前広場面積は、約2,900平方メートルで、御覧のようにバス、タクシー、自家用車の乗り入れが可能となるように配置するとともに、駅前広場に隣接して、駅舎の両側に駐輪場を設けることとしております。なお、市之郷線の交差点南側には、駅への利用交通を考慮して右折車線を設けることとしております。

こちらが、駅を追加する箇所をさらに詳しく示した平面図です。赤色が今回追加する区域、青色が既決定の区域、緑色が現在のJRの鉄道敷です。この平面図に表示しているとおり、新駅設置箇所の東側で、現在のJRの鉄道敷と都市計画上の鉄道敷が異なっていますが、これは、都市計画上の鉄道敷が、将来の市川橋梁の架け換えを見込んで決定されているためで、今回の新駅整備では、図面に黄色で示しておりますが、東側ホーム約140メートルの区間が暫定的に、現在の鉄道敷に合わせて整備されることとなります。なお、駅へのアクセスは、主に図面左

側の市之郷線からになると考えておりますが、駅の南東地区からは図面にオレンジ色で示しております幅員4メートルの自転車歩行者道を利用することも可能です。

これは、当該箇所の航空写真です。赤色の破線が現在の都市計画上の鉄道敷、緑色の破線が現在の鉄道敷です。このように都市高速鉄道の都市計画は、将来の市川橋梁の架け換えが円滑に行えるよう、現在の鉄道敷の南側、市川の下流側に計画されています。

次に駅構内の利用動線や、ホームの幅員の考え方などについて御説明します。前面スクリーンに、今回変更する駅舎付近の標準横断面図をお示しております。図面の右側が北、左側が南となっております。御着駅方面への利用は、駅舎の改札からそのまま幅員3メートルの階段を上って、北側のホームとなります。姫路駅方面への利用は、改札から幅員3メートルの鉄道下の通路を通り、階段を上って、南側のホームとなります。なお、車いす利用者への対応として、いずれのホームにも階段昇り口付近にエレベーターを設けることとしております。ホーム部分の幅員は、乗降客の利用が多い駅舎付近が4メートル、駅舎から離れる東側の区間は3メートルとしており、ホーム形式は線路を挟むように設ける、いわゆる相対式ホームとなっております。

この写真は、新駅設置予定箇所周辺の現況写真です。新駅設置予定箇所の北西側から南東側を向いて撮影したもので、向かって右が西側の姫路駅方面、左が東側の御着駅方面となっております。写真に赤色でハッチングしている区域が、ホームの設置される予定の区域です。また、黄色で表示している区域に駅前広場が、青色で表示している区域に駅舎及び駐輪場がそれぞれ整備される予定となっております。

この写真は、新駅設置予定箇所の南側から撮影した現況写真です。手前に見えております高架の構造物が山陽新幹線で、その奥の盛土構造になっているのがJR山陽本線です。盛土構造の区間に赤色でハッチングしている区域が、ホームの設置される予定の区域で、駅舎はJR山陽本線を越えたその奥に設置されることになります。

最後に住民意見聴取の状況などについて御説明します。本都市計画案をまとめるにあたりまして、平成25年9月に姫路市において説明会を開催しています。説

明会では、駅の整備について反対意見はなく、地元の理解が得られたと聞いています。また、本案について、平成25年12月に2週間、県都市計画課及び姫路市都市計画課において縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

さらに、本案について関係市である姫路市に意見聴取したところ、異存なし、との回答をいただいています。なお、関連案件である駅前広場の都市計画決定については、姫路市の都市計画審議会において、市之郷線の地先広場として原案どおり承認されております。

以上で第1号議案に係る説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして、御質問または御意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

27番 すみません、先ほど説明受けたんですけど、もう一度教えてほしいんですが、市川の橋梁を、今JRが走っていますよね。今工事したりしてるんですけど、将来その市川の橋梁が新しくなるということを見込んで、現在の緑色のところよりも南の赤い点々のところを都市計画決定されるんだと言われました。ということは、新しく駅ができて当面電車が走るのは、今の緑のところを走るわけですよね。都市計画決定されていないところを走るということになるのか、区域が広がって計画決定されるということになるのか、ちょっとそのあたりがよくわからないので、教えてください。

事務局 市川の橋梁は、赤色で示してあるところに都市計画決定はされておりますが、緑色の破線の方が、今のJRの鉄道敷です。それは現在、緑色の破線のところにある市川橋梁が将来下流側に架け換えられるという前提で都市計画決定されておまして、その施工時期は未定です。新駅の設置自体は、現在の鉄道敷の方に合わせますので、それで東側140メートルぐらいの区間が都市計画ではなく、現在の鉄道敷のほうに設置されるという形になります。

議長 よろしいでしょうか。

19番 わかりにくい。もうちょっとわかりやすく説明してもらわないと、わからない。

事務局 橋梁は将来また架け換えなければならないのですが、それがまだなんです。ですから、将来は赤色の線の市川のところに架け換えられるんですけど

も、まだ架け換えが具体化しておりませんので、今の橋梁の緑の破線のところに鉄道が通っているんです。今回の駅の設置は都市計画としては将来の赤い線の架け換えを想定した線で都計はするんですけれども、一部新駅の東側の区間は、現在鉄道が、緑色の線のところを走っていますから、そこに合わせて設置せざるを得ないという状況になっております。駅舎の位置とか、その辺は変わらないですけど、ホームの東側が若干、現在の鉄道敷に合わせて設置されるということです。

議長 はい、どうぞ。

27番 はい。その説明はわかりました。ということは、新しく都市計画決定されたラインと違うところを当面は電車が走るということなんですけど、それは今回の都市計画決定との整合性というのか、そういうことはあるのですか、構わないということなんですか。

事務局 これは連続立体交差事業でやっておりますが、架け換えとなりますと市川の改修に合わせたり、といったことも出てきますので、連立とは別の時期に架け換えになるということは、大規模事業ではたまに出てきます。

27番 はい、わかりました。

議長 よろしいでしょうか。他に、御質問、御意見ございませんでしょうか。

御質問等がないようですので、それでは、お諮りしたいと思います。

第1号議案「中播都市計画都市高速鉄道の変更（西日本旅客鉄道山陽本線の変更）」については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 御異議がないようですので、第1号議案については、原案のとおり可決いたします。

それでは次に、第2号議案、多可町に係ります「中都市計画道路の変更（3.4.110号鍛冶屋停車場線の変更）」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第2号議案、中都市計画道路、3.4.110号鍛冶屋停車場線の変更について御説明します。

資料1の議案書は、7ページから13ページ、資料2の議案説明資料は3ページと4ページでございます。なお、前面スクリーンにより御説明しますが、同じ内容を印刷したものを、資料3としてお手元に配付しておりますので、併せて御覧ください。

この第2号議案につきましては、現在、県内36市町を対象に進めている都市計画道路網の見直しに基づく最初の変更でございますので、まず、現在の全体の検証作業の状況について説明させていただきます。

それでは前面スクリーンを御覧ください。今回の「検証の進め方」を示しております。ステップ1及び2の基礎条件の整理や客観的評価項目に基づく機能検証などは、県が昨年度末までに作業を終了し、現在、ステップ3の地域固有要素による機能検証を市町が、また、ステップ4の見直し案の確定を県と市町が一体となって作業を進めています。画面の右側に対象36市町の状況を示しておりますが、ステップ3以降の検証は市町ごとに進めていることから、スケジュールも市町によって異なります。1町と記載しておりますのが、多可町でございます。検証結果を踏まえた見直し案についての地元説明や公告・縦覧等の手続を終えましたので今回御審議いただくものです。その横の3市については、このあと説明させていただきますが、検証の結果、いずれの検証対象路線も必要性を有していることから存続、つまり廃止等の見直しがないと判断された市です。残る32市町については、市町ごとにスケジュールが異なり、早い市町では、既に見直し案が確定し、間もなく地元説明を行う予定のところもあれば、今年度に詳細な将来交通量推計を行っており、見直し案の確定は来年度以降となるところもございます。いずれにしましても、今後、市町ごとに見直し案を確定させ、地元説明や公告・縦覧等の手続を経た上で県決定の路線について、御審議いただくこととなります。また、見直しがない場合や市町決定の路線のみとなった場合についても、その結果については、適宜本審議会の場で報告させていただきます。

それでは、今回、廃止等の見直しのない3市の検証結果の概要について説明させていただきます。まず養父市ですが、検証対象路線が5路線ございましたが、全区間通学路に指定されているものの歩道が整備されていないなどの理由により存続としています。朝来市については、検証対象路線が4路線ございましたが、将来交通量推計の結果を踏まえ、現時点では4車線化が必要と判断される、商業施設等に隣接して歩道整備が必要である、などの理由により存続としています。淡路市については、検証対象路線が2路線ございましたが、歩道が未整備のバス路線や緊急避難路の位置づけがあるが2車線確保されていない、という理由により存続としています。

それでは、今回御審議いただく多可町に係ります鍛冶屋停車場線の変更について御説明します。前面スクリーンを御覧ください。多可町には、5路線、延長約12.42キロメートルの都市計画道路が決定されており、このうち、中町東線及び中町南線の2路線は全区間整備済で、国道427号である中町西線は南側約440メートルの事業中区間を除いて整備済です。また、旧JR鍛冶屋線の廃線敷については、現在、中町中学校付近から北側の区間は、このように自転車歩行者専用道路として、また南側の区間は2車線の道路として整備されております。このような状況の中、県では町とともに、都市計画決定された幅員まで整備される事業予定のない2路線、県決定案件であります鍛冶屋停車場線と町決定案件であります中町北線について、都市計画道路としての必要性などについて検証してきました。なお、町決定案件であります中町北線については、2月7日に開催された多可町都市計画審議会において、全延長約1.2キロメートルのうち未整備区間約400メートルの都市計画を廃止する案が原案どおり承認されております。

それでは、県決定案件である鍛冶屋停車場線の変更について御説明します。都市計画道路鍛冶屋停車場線は、中町東線からJR旧鍛冶屋線、鍛冶屋駅に至る延長約330メートルの路線で、昭和41年に同駅へのアクセス道路として都市計画決定しています。その後、平成2年にJR鍛冶屋線が廃線となり、都市計画決定当時の必要性がなくなっていることや、現在の道路で都市施設としての機能が確保できると考えられることから廃止するものです。現在の道路の状況ですが、中町東線から250メートルの区間については、現道がなかったことから、平成23年までに多可町が都市計画決定どおりの規格で整備を終えております。残る80メートルの区間については、県道多可柏原線の一部区間となっておりますが、都市計画決定どおりの幅員までは確保されていないものの、既に2車線で両側に歩道も整備されております。このような状況の中で、都市計画道路としてのネットワークも考慮して、整備済区間も含め本路線の都市計画を廃止します。

この写真は、現在の鍛冶屋停車場線を駅舎付近から撮影したものです。都市計画決定の幅員は2車線で両側に3.5メートルの歩道及び1.5メートルの停車帯を設ける総幅員16メートルとなっておりますが、現道は2車線で両側に幅員2.35メートルの歩道が整備されており、総幅員11.2メートルとなっております。このように、都市計画決定の幅員は確保されておりませんが、現在の自動車の交通量は一日あ



たり約1,040台、自転車及び歩行者の通行量はそれぞれ、一日当たり約30台、60人程度であることから、現道でも対応可能であると考え、都市計画を廃止するものです。

この写真は、鍛冶屋停車場線のうち町道区間のほぼ中間地点から、東側を向いて撮影したものです。この区間については、都市計画決定の幅員どおり、2車線で、3.5メートルの両側歩道が確保されております。

本都市計画案をまとめるにあたりまして、平成25年12月に多可町において住民説明会を開催するとともに、2週間、県都市計画課及び多可町建設課において縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。さらに、本案について関係町である多可町に意見聴取したところ異存なし、との回答をいただいております。

以上で第2号議案に係る説明を終わります。

議長 どうも、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして、御質問または御意見はございませんか。

はい、どうぞ。

27番 この案について、多可町の方にお聞きしました。都市計画道路を廃止することには異論がなくて賛成なのですが、先ほどの道路の右側の中町東線との交差点のところ、非常に事故が多くて信号機が欲しいということをお聞きしたので、意見として申し添えておきたいなというふうに思います。以上です。

議長 はい、事務局のほう。

事務局 町道で設置されたところと県道との交差点ですね。駅前のロータリーから80メートルぐらい行ったところの交差点に、信号機を設置すべく土木事務所の方で検討中ということをお聞きしておりますので、設置されればそういう事故も減ってくるのではないかと考えております。

議長 よろしいでしょうか。

27番 はい。

議長 他に、御質問、御意見はございませんでしょうか。

御質問等がないようですので、それでは、お諮りしたいと思います。

第2号議案「中都市計画道路の変更(3.4.110号鍛冶屋停車場線の変更)」に

については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり可決いたします。

続いて、建築基準法第51条ただし書関係の審議に移ります。

第3号議案、姫路市に係ります「ごみ処理場(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 この案件につきまして、本審議会に付議する理由を説明させていただきます。

お手元の資料1、議案書のローマ数字で示された ページを御覧ください。表紙を入れて3枚目の後ろ側になります。表題が「建築基準法第51条」と書いてあるページでございます。この第3号議案は今年度第1回の審議会でありました案件と同じく、建築基準法第51条ただし書による付議でございます。

ごみ焼却場等の処理施設を建築する場合は、原則として都市計画でその敷地の位置を決定する必要がありますが、ただし書により特定行政庁が都市計画審議会の付議を経て、都市計画上の支障がないと認めて許可した場合については、計画決定は要しない旨の規定を定めております。

このたび姫路市におきまして、民間事業者より既設、既に設置してある産業廃棄物焼却施設において、隣接の土地に新たに焼却施設を増設することについての申請がございました。本来、本施設は県が都市計画決定すべき施設ですが、今し方述べましたとおり、本施設は民間施設であることから施設の永続性等を考慮し、計画決定をせず、特定行政庁である姫路市から施設の敷地の位置の適否について、本審議会に付議することとしたものでございます。

それでは、内容につきまして姫路市から説明をいただきます。

事務局 それでは、第3号議案、姫路市飾磨区中島における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について説明させていただきます。

お手元資料1、15ページから18ページ、資料2、議案説明資料5ページ、それと前面スクリーンでこれから説明する内容につきましては、本日配付させていただきました資料3の12ページ以降にも資料を用意しておりますので、参考に御覧いただきますようお願いいたします。

本施設は、産業廃棄物のうち、再利用不可能な廃棄物を適正処理するための焼却施設でございます。事業者は、既に平成16年度に建築基準法第51条ただし書許可を受け、産業廃棄物の焼却事業を行っており、このたび敷地を増やして同様の焼却施設を増設するものでございます。

それでは、前面スクリーンを御覧ください。姫路市の南中央部の用途地域図でございます。敷地の位置は山陽電鉄飾磨駅から南へ約3.4キロメートル、赤丸印で示しております場所で、用途地域は工業専用地域でございます。

こちらは周辺建築物用途現況図でございます。赤色で示しておりますのが敷地の位置でございますが、当該地周辺は青色で示す工場や紫色で示す倉庫等が立ち並んでおります。周辺に、黄色で示す住宅等は立地しておらず、最も近い住宅までは約1.7キロメートル離れております。

こちらは敷地周辺の航空写真でございます。当該地域は、埋め立てにより造成された地域で、三方を海に囲まれており、工業用地として工場や倉庫等としての土地利用がされているところでございます。

次に当該施設の搬入・搬出経路について御説明させていただきます。搬入・搬出は車両による陸送となっており、いずれも県または姫路市が管理する道路で、一部狭い箇所で8メートルの部分がありますが、大半が15メートルから25メートルの幅員を有しています。廃棄物の搬入については、黒色で示す国道250号から、青色で示す2つの経路、西側の経路1と、東側の経路2を予定しております。焼却灰の搬出については搬入経路1を利用し、国道250号から紫色で示す経路を予定しております。橙色で表示している地点は、大阪湾広域臨海環境整備センター姫路基地で、ここから神戸沖埋立処分場へ海路で搬出されます。交通量については、生活環境影響調査の中で、緑色で表示している地点で調査を行っております。搬入・搬出車両の通行時間内における現況台数は経路1が4,164台、経路2が5,185台となっております。当該施設の稼働に伴う車両の増加台数は最大で166台と予測され、2つの経路のうち、片側のみに集中して通行したと想定した場合、増加率は、経路1が約3.9%、経路2が約3.2%となり、交通に著しい支障を及ぼすものではないと考えております。

また、周辺対策につきましても、地元住民に対し説明会を行い、施設の設置及び操業について、同意を得ております。

以上のことから敷地の位置については、工業専用地域であり、周辺の土地利用及び交通量との関係から見ても支障がなく、本施設を当該敷地に設置することは都市計画上支障がないものと判断しております。

続いて、御参考に施設の概要を御説明させていただきます。水色で示しております部分が、既存の建築物を示しており、焼却施設としまして1号炉棟、2号炉棟、そして保管施設等として3棟ございます。このたび、この東側に敷地を増やして施設の増築を行います。オレンジ色で示しております部分が増築する建築物を示しており、焼却施設として3号炉棟、そして事務所棟となっております。これらの3つの焼却施設を稼働させて焼却処理を行います。

こちらは、増築する3号炉棟、焼却施設の立面図でございます。当該施設では、汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物のうち、再利用不可能な廃棄物を受け入れ、焼却処理いたします。

こちらは、敷地及び前面道路現況写真で、敷地の北東側から撮影したものでございます。左の方が敷地で、写っている建築物が既存建築物、3号炉棟はこの手前側に計画されております。こちらは、既存の焼却施設の写真でございます。

最後に、周辺環境への影響につきましては、これにかかる手続といたしまして「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」がございまして、当該施設を設置するために必要な「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する許可の手続について、参考に御説明させていただきます。施設設置許可申請書には「周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類」を添付しなければならないため、許可申請に先立ち、「生活環境影響調査」を行う必要があります。また、1カ月間の告示縦覧と、生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見聴取が義務づけられています。

申請者が行った大気汚染、騒音及び振動についての生活環境影響調査の結果を、参考に御報告いたします。大気汚染については、主な調査項目として、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類がありますが、予測評価した結果、全ての項目において、環境基準値を満足しております。騒音については、敷地に最も近い住宅における環境騒音レベルについて、環境基準値である60デシベルの設定に対し、53デシベルと予測され、環境基準値を満足しております。振動については、工業専用地域内ということで、法規制を受けない地域でござい

すが、振動規制法の工業地域における規制基準値である65デシベルの設定に対し、敷地境界で45デシベルとの予測結果であり、環境基準値を満足しております。

また、告示縦覧を昨年10月から11月にかけて1カ月間行った結果、意見書の提出はありませんでした。さらに、廃棄物の処理並びに大気汚染、騒音及び振動等に関する学識者3名から、意見の聴取を行い、生活環境影響調査等については、妥当である。との回答を得ております。

以上のことから、生活環境影響調査結果については、本市環境部局から特に支障はないとの報告を受けておりますので、周辺環境への影響については、問題はないと考えております。

以上で第3号議案の説明を終わらせていただきます。

議長 どうも、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして御質問または御意見はございませんでしょうか。

はい、御質問等がないようですので、それでは、お諮りいたします。

第3号議案「ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について」は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 御異議がないようですので、第3号議案については、原案のとおり可決いたします。

建築基準法第51条ただし書関係の審議につきましては、以上でございます。

この結果は、直ちに特定行政庁である姫路市長あてに答申することといたします。

以上で、本日予定しておりました議案は、全て終了しました。

それでは、これをもちまして、平成25年度第3回都市計画審議会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時45分

## 平成25年度第3回兵庫県都市計画審議会 出席委員名簿

日時：平成26年2月17日（月） 午後2時～午後2時45分

場所：兵庫県農業共済会館（神戸市中央区）

区 分	氏 名	職 名	備 考
学識経験のある者 (50音順) (第3条第1項第1号)	今 西 珠 美	流通科学大学教授	
	大 内 麻水美	弁護士	
	沖 村 孝	神戸大学名誉教授	
	小 谷 通 泰	神戸大学教授	
	笹 倉 雅 人	(公財)兵庫県園芸・公園協会理事長	
	野 崎 瑠 美	建築士	
関係行政機関の職員 (第3条第1項第2号)	中 村 英 男	農林水産省近畿農政局長	代 理
	池 内 幸 司	国土交通省近畿地方整備局長	代 理
	井 上 剛 志	兵庫県警察本部長	代 理
市町の長を代表する者 (第3条第1項第3号)	久 元 喜 造	神戸市長	代 理
	藪 本 吉 秀	三木市長（兵庫県市長会）	
	福 田 長 治	猪名川町長（兵庫県町村会）	代 理
県議会の議員 (第3条第1項第4号)	岩 谷 英 雄		
	釜 谷 研 造		
	永 富 正 彦		
	杉 本 ちさと		
市町の議会の議長を代表する者 (第3条第1項第5号)	井 上 茂 和	加東市議会議長（兵庫県市議会議長会）	
	宮 尾 尚 子	播磨町議会議長（兵庫県町議会議長会）	